

当薬局の行っているサービスの内容について

処方箋に基づく保険調剤は国の定める社会保障サービスの一つであり、費用については厚生労働省で定める「調剤報酬」に基づいた公定価格となります。すべての報酬の確認は、調剤報酬一覧表をご確認ください。

調剤基本料に関する事項	
調剤基本料	薬局を運営するための基本となる報酬です。数多くの医薬品に対応するため、備蓄に対する費用や、摩耗や廃棄などの損失も発生します。それらの負担も考慮し、経営の効率性を配慮し、報酬が設定されています。
後発医薬品 調剤体制加算	後発医薬品使用を推進に取り組む薬局を評価する報酬です。 取り組み状況に応じて3区分の報酬が設定されています。
地域支援体制加算	地域に根差し、かかりつけ機能を有する薬局を評価する報酬です。 届出には地域貢献や在宅医療など多くの項目が求められます。 届出を行う薬局は夜間、休日など365日・24時間対応を行います。
連携強化加算	災害や新興感染症発生時における体制を整備している薬局を評価する報酬です。届出をする薬局は都道府県が定める「第二種協定指定医療機関」の指定を受ける必要があります。
在宅薬学 総合体制加算	在宅医療に取り組む薬局を評価する報酬です。 届出には毎年一定程度の在宅医療への実績が必要です。

薬学管理料に関する事項	
調剤管理料	適切な薬物療養が行われるように、患者さまごとの「薬剤服用歴」を記録しています。処方箋を受け付けた際に、薬剤服用歴と処方内容を照らし合わせ、重複投薬や併用禁忌のお薬がないかなどの確認を行っています。
服薬管理指導料	お薬の適切な服用のため、薬剤師による服薬指導に対する報酬です。お薬をお渡しした後も、必要な薬剤についてはフォローアップを行い、その情報を医師等と共有をし、次回の処方内容に反映をさせていただきます。
かかりつけ 薬剤師指導料	複数の医療機関を受診される方、継続的にお薬を服用される方に対して継続的な支援が必要です。服薬指導を担当する薬剤師を固定することで情報の一元化、安心・安全な薬物治療を行うことが可能となります。 かかりつけ薬剤師指導料の算定には、患者さまが「かかりつけ」になる薬剤師をご指名し、同意書にお名前を記入いただく必要があります。
特定薬剤管理指導料	特に説明の必要なお薬に対し、該当する説明を行った際に算定されます。 ① 副作用等の説明が特に必要な薬剤の交付 ② 抗悪性需要財の注射や悪性腫瘍の治療に係る薬剤 ③ 選定療養の説明、流通困難な医薬品に対する説明

薬学管理料に関する事項	
外来服薬支援料 1	ご自宅にある残薬の整理や複数薬局から受けているお薬の管理が困難な際に、薬局でお薬を整理・服薬支援を行った際に算定する報酬です。
服薬情報等提供料	<p>お薬の服用期間中に薬剤師がお電話等により服薬状況の確認を行い、医療機関等に情報提供した際に算定する報酬です。服薬状況の確認は以下のような場合に行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 処方元の医師による指示があった場合 ② 薬剤師が服用状況等の必要性を感じた場合 ③ 介護支援専門員からの求めたあった場合
調剤後 薬剤管理指導料	<p>糖尿病の患者さまが糖尿病用剤の新たな処方、投薬内容の変更があった場合に、薬剤師が服薬状況の確認を行い、医師に状況報告を行った場合に算定します。</p> <p>心疾患による入院の経験がある患者さまで、循環器官用薬等の複数の治療薬の処方を受けている慢性心不全の患者さまへの服薬状況の確認を行った場合に算定。</p>